

“漏れた年金問題”で、  
社員の関心も高まっています！！

ゼロから始め対応方法までわかる

# マイナンバー制度

浜松周辺 189 社様が既にご参加のセミナーです

西遠労務協会のマイナンバー制度セミナーには、すでに浜松周辺の多数の企業様（189社、225名様）にご参加をいただいております。

参加された企業様より「わかりやすいから、他の社員にも聞かせたい」とのご要望が多く、新たに追加開催の日程を決定いたしました。マイナンバーについてまだ取組を始めていらっしゃらない企業様、まだお申し込みをいただいていない企業様も、この機会にぜひ参加ください。

また、ご参加特典として、従業員への通知書・採用決定者への書類・誓約書等各種ひな形もご提供します。

【開催日】 平成27年4月	4/15 終了しました
4月24	4/20 終了しました
《追加開催》4月20	4/24 終了しました
《追加開催》5月14	5/14 終了しました
《追加開催》5月21	5/21 午前 終了しました
《追加開催》5月21	5/21 午後 終了しました
《追加開催》5月26	5/26 終了しました
《追加開催》6月 2	6/2 終了しました
《追加開催》6月 5	6/5 終了しました

《追加開催》7月 3日(金) 13:30～15:30

《追加開催》7月 15日(水) 10:00～12:00

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,400円（顧問先様 無料）

【定員】 20名様（申込順）

（申し訳ないですが、同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事  
研究所代表 社会保険労務士として、  
多くの顧問先企業から相談をうけている。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをとった  
労務管理こそが大切と考えている。

## 【主なセミナー内容】

1. マイナンバー制度の概要  
(制度の目的(意図)から、結局どういうものなのか、までを、わかりやすくご説明)
2. マイナンバー制度に関して今、今後、企業がしなければならないことと、それをやるべき時期  
・従業員への適切な説明の仕方  
・従業員からのマイナンバーの集め方(本人分の取り扱い・家族分の取り扱い)
3. 採用時のマイナンバーの取り扱い
4. マイナンバーの記載が必要な書類
5. マイナンバー漏洩の場合の企業・管理責任者の責任と罰則
6. 会社内における経営者・責任者の役割、すべきこと
7. マイナンバーの社内管理の仕方(企業が求められているマイナンバーの厳格管理)
8. 給与計算や社会保険事務をアウトソーシングしているときの、企業のアウトソーシング先の監督義務
9. その他、マイナンバー制度の最新情報
10. 法人番号とは

《ご参加特典》

従業員への通知書・誓約書他各種ひな形をご提供！！

## 《マイナンバーセミナー参加者様アンケートより》

～「わかりやすかった」というお言葉をたくさんの皆様からいただきました～

- まだ先のこととと思っていましたが、準備と運用が大変だと痛感しています。ありがとうございました。
- とてもわかりやすいテキストでした。参加してとても役に立ちました。
- 特定個人情報の扱いにつきましては、セミナーを受講して更に心配になりました。が、リスクや優先順位等の知識を深めることができたので、制度導入前に企業として話し合わなければならないことをだいぶ絞ることができたかと思えます。大変勉強になりました。
- わかりやすいテキスト+書式集 大変参考になりました。これからまずやらなければならないことを当社でも早急にまとめていきたいと考えました。スケジュール表、見やすく、参考になりました。
- あ～！！ ガンバロウ！
- マイナンバー制度は名前だけ知っている状態で不安でしたが、本日の内容でだいたいやるべきことがわかりました。
- 今日の資料を何回も見直し、先生の言葉を思い出しながら頭の中の整理をしていきたいと思っています。
- 毎回大変わかりやすくセミナーをしていただきありがとうございます。現場に寄り添った情報が多く、また現実的な手法や考え方などが盛り込まれていてとても参考になります。現場でのイメージが広がるようなお話のし方で、内容が頭にインプットされやすいです。

## 《マイナンバーとは》

今複数の役所に分散していることでわかりにくくなっている個人の情報を、1つの番号で照合できるようにして行政事務を効率化すると共に、国民の負担や給付が公正・公平なものになるよう開始される制度です。

## 《マイナンバーはどんな時に使われる？》

マイナンバーが使われるのは、雇用保険や社会保険の手続き、源泉徴収票の作成時、年金の請求、児童手当の届出などの機会、来年1月より、順次記載が必要になります。

## 《マイナンバーはどうやってわかる？》

平成27年10月から順次、市区町村から本人の住民票の住所にマイナンバーの通知カード（紙製）が送られてきます。写真付きの個人カードへの切り替えも可能です。



## 《今後会社がやっていくべきことは》

- ①まず会社がマイナンバー制度について理解し、従業員からのマイナンバー収集、安全な社内保管・廃棄方法の決定、マイナンバー取扱規程等の策定を計画的におこなう
- ②10月以降、市区町村から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られてくるので、家族分も含め、大切に保管することが必要であると、従業員にも周知教育
- ③委託先(社労士事務所など)の監督 ←適切な委託先の選定、安全管理措置遵守のための契約と実情把握等

・・・セミナーのお申し込みは、以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください・・・

**FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP**

フリガナ 貴社名	〒 所在地	
Tel		Fax
フリガナ ご参加者名	(役職)	参加日(○で囲んでください) 7/3・7/15
フリガナ ご参加者名	(役職)	参加日(○で囲んでください) 7/3・7/15